

広報こうなんに掲載する有料広告の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、江南市（以下「市」という。）が発行する広報こうなん（以下「広報」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告募集)

第2条 広告の募集は、市の広報又はホームページに掲載するものとし、前期（6月号から11月号まで。）及び後期（12月号から翌年5月号まで。）に分けて、各号1枠をそれぞれ一括して募集を行うものとする。

2 広告掲載料は、最低価格を1枠15万円（税込）とする。

(広告掲載の申込み)

第3条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）が、広告掲載を申し込むときは、市の広報又はホームページに示す期限までに、広報こうなん有料広告掲載申込書（様式第1）及び広告案を市長に提出しなければならない。

2 広告代理店による申込みの場合は、主たる掲載希望者と広告代理店の連名による申込みとする。

(広告掲載の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、江南市有料広告掲載に関する要綱第7条に規定する江南市有料広告審査会（以下「審査会」という。）において、広告内容等を審査し、掲載の可否を決定するものとする。

2 審査会で掲載が可の決定を受けた申込者が、同一号に複数あるときは、別表に規定する優先順位により広告掲載者を決定し、順位が同じ場合は、その中から抽選によって広告掲載者を決定するものとする。

3 市長は前項による広告掲載者の決定の結果を広報こうなん有料広告掲載決定通知書（様式第2）（以下「決定通知書」という。）又は広報こうなん有料広告非掲載決定通知書（様式第3）により申込者に通知するものとする。

(広告掲載位置等)

第5条 広告の掲載位置は広報の裏表紙とし、その詳細は広報こうなん有料広告データ入稿ガイドに定めるものとする。

(広告データの提出期限及び広告掲載料の納入期限)

第6条 広告データは広告掲載者の負担により作成し、決定通知書により通知する期限（広告掲載号の発行日（各号1日）の1ヶ月程度前）までに市長へ提出するものとする。また、広告掲載料の納入期限は広告データの提出期限と同日とする。

附 則

この基準は、令和6年12月24日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年5月20日から施行する。

別表（第4条関係）

優先 順位	条件
1	広告掲載料が高い広告
2	市内に事業所を有する公共的団体、公益法人及びこれらに準ずるものの広告
3	第2順位以外の市内に事業所を有するものの広告
4	市外に事業所を有する公共的団体、公益法人及びこれらに準ずるものの広告
5	第4順位以外の市外に事業所を有するものの広告

※公共的団体、公益法人及びこれらに準ずるもの

公社、公営企業、商工会議所、社団法人、財団法人、社会福祉法人、NPO法人等

様式第 1 (基準第 3 条関係)

広報こうなん有料広告掲載申込書

年 月 日

江南市長

申込者 (住所又は所在地) 〒

(氏名又は名称)

(代表者氏名)

(電話番号)

(Email)

(法人番号)

※申込者が法人の場合、記入してください。

広報こうなんに掲載する有料広告の取扱基準第 3 条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。
 なお、申込みに当たり、市税等の滞納がないことを誓約し、納付状況を市が確認することに同意します。

広告掲載号	年 月号	
広告掲載料 150,000 円以上かつ 1,000 円 単位でご提示ください	円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)	
広告の掲載内容	別添広告案のとおり	
申込担当者連絡先 「申込者」と異なる場合にご記載ください。	住所	〒
	担当部署・氏名	
	電話番号	
	Email	
誓約事項	申込に当たっては、江南市有料広告掲載に関する要綱、広報こうなんに掲載する有料広告の取扱基準の内容を遵守します。	

様式第2（基準第4条関係）

広報こうなん有料広告掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

江南市長

年 月 日付けで申込みのありました、広報こうなん有料広告の掲載については、次のとおり掲載することとしましたので、広報こうなんに掲載する有料広告の取扱基準第4条の規定により通知します。

広告掲載号	年 月 日
広告掲載料	金 円
広告の掲載内容	別紙のとおり
広告掲載料の 納入期限	年 月 日 別添の納付書により金融機関等で納めてください。
広告データの 提出期限	年 月 日 メールやファイル転送サービスなどでご提出ください。
その他	

様式第3（基準第4条関係）

広報こうなん有料広告非掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

江南市長

年 月 日付けで申込みのありました、広報こうなん 月号への有料広告掲載については、掲載できないことと決定しましたので、広報こうなんに掲載する有料広告の取扱基準第4条の規定により通知します。

非掲載決定理由	
---------	--